

新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の対処法



発熱症状がある (37.5 度以上)
軽い風邪症状 (のどの痛みだけ、咳だけなど)



自宅療養

○発熱・風邪症状があるときは登校しないで自宅療養に専念してください。
○定期的に体温や咳の状態を「健康管理シート」に記録してください。



ゼミ担任へ連絡 TEL:022-376-3151(代) ※平日 8:30~17:00
時間外・休日はメール (info-c@seiwa.ac.jp) で連絡をお願いします。
電話、メールでは次の内容をお知らせください。
○学籍番号、氏名、受診した医療機関名、診察日、現在の状態、症状が出た月日
○家族、友人、大学関係者と「いつ」「どこで」といった接触状況、医師の所見など



症状が続く場合

発熱 (37.5 度以上)、風邪症状、強いだるさ等の症状が出て自宅療養をしたが 4 日経過しても軽快しない場合

健康電話相談窓口 (コールセンター)
電話番号: 022-211-3883
022-211-2882
受付時間: 24 時間対応



自宅療養のうえ、薬を飲まない状態で発熱、せき、たん、下痢、だるさなどが消失してから 48 時間経過後、登校可能とします。



感染または濃厚接触の疑い

【感染者】

感染者は**治癒するまで出席停止**です。登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等の提出が必要となります。

【本人が濃厚接触者】

2 週間の出席停止とします。最後の接触から 14 日後 (接触した日を 1 日目とする) の登校とし、毎日の体温や症状を記録してください。

【家族が濃厚接触者】

2 週間は登校を自粛してください。毎日の体温や症状を記録してください。

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行います。回復し登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

登校可

